

計画改定の経緯

●周南市では、平成26年（2014年）6月、政府及び県行動計画を踏まえ、特措法第8条に基づき、「周南市新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成した。

※政府及び県行動計画

新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国、県が実施する措置等を示すとともに、市町村が市町村行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めたもの。

●新型コロナへの対応の経験を踏まえ、令和6年（2024年）7月に政府行動計画が、令和7年（2025年）3月に県行動計画が改定された。

●本市においても政府及び県行動計画の改定を踏まえ、市行動計画を改定する。

新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

目的変更なし

(1)感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。

・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減し、強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

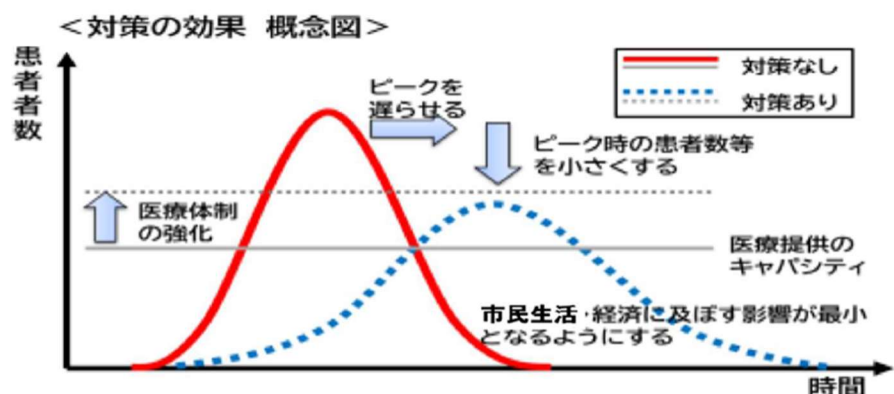
(2)市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。

・市民生活及び市民経済の安定を確保する。

・地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。

・事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



対策推進のための役割分担

(1)国 (2)県 (3)市 (4)医療機関等 (5)指定（地方）公共機関 (6)登録事業者 (7)一般事業者 (8)市民

市の役割

国や県、関係機関等と相互に連携し、市域における総合的な対策を実施する。

改定ポイント

●新型コロナ対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ等以外も含めた幅広い呼吸器感染症等による危機に対応できる社会を目指し、市行動計画の抜本的改定を行う。

●時期の区分を3期（準備期、初動期、対応期）に分け、準備期の取組を充実させる。（改定前：未発生期、海外発生期、国内発生早期、国内感染期、小康期の5区分）

●目的を達成するための対策項目を見直し、6項目を7項目に拡充する。（新型コロナ対応で課題となった項目を記載、政府及び県行動計画では13項目、市は7項目に該当）

① 実施体制

時期	準備期	初動期	対応期			
	新型インフルエンザ等感染症の発生前の段階	世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階（国内で発生した場合を含める）	県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	県内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期
周南市	情報の集約・共有・分析		周南市新型インフルエンザ等対策本部 ※政府・県対策本部の設置の際は、必要に応じて市対策本部の設置を検討 ※緊急事態宣言がされたとき、市対策本部を設置・開催 ※国の示す基本的対処方針や県行動計画に沿った対処方針を作成し、具体的な対策を実施 ※緊急事態解除宣言がされたとき、市対策本部を廃止し、情報の集約・共有・分析			

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

・市民等への情報提供・共有
・双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進
・リスク評価に基づく方針の決定・見直し

③ まん延防止

・基本的な感染対策の普及
・まん延防止対策の情報提供・共有

④ ワクチン

・接種に関する情報提供・共有
・接種体制の構築

⑤ 保健

・保健所等関係団体との連携体制の構築
・県に協力（健康観察・生活支援）

⑥ 物資

・感染対策物資等の備蓄

⑦ 市民生活及び市民経済の安定の確保

・情報共有体制の整備
・市民生活・市民経済の安定確保
・火葬体制の構築

各対策項目の主な取組

準 備 期

新型インフルエンザ等感染症の発生前の段階

初 動 期

世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階(国内で発生した場合を含める)

対 応 期

県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期
 ⇒ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
 ⇒ 県内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期
 ⇒ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

①	実施体制	・市行動計画の見直し		
		・市業務継続計画の作成		・基本となる実施体制の構築
		・人材の確保・育成、実践的な訓練の実施	・必要な人員体制強化に備え全庁的な対応準備	・まん延時の特定新型インフルエンザ等対策事務の代行要請
		・国、県及び市等の連携の強化	・発生が確認された場合の措置	・対策実施のための他市町、県への応援要請
			・政府・県対策本部設置に伴う市対策本部設置の検討	・緊急事態宣言時の市対策本部の設置、緊急事態措置に関する総合調整
				・政府対策本部の廃止に伴う市対策本部の廃止
			・迅速な対策実施に必要な予算確保	・迅速な対策実施に必要な予算確保
②	情報提供・共有、 リスクコミュニケーション	・基本的な感染対策等の市民等への分かりやすい情報提供・共有	・迅速かつ一体的な情報提供・共有	・迅速かつ一体的な情報提供・共有
		・双方向のコミュニケーションの体制整備・取組推進、コールセンター等設置準備	・双方向のコミュニケーションの実施、コールセンター等設置	・双方向のコミュニケーションの実施、コールセンター等体制強化
③	まん延防止	・想定される新型インフルエンザ等対策の内容や意義について周知・広報		・まん延防止対策の情報提供・共有等
		・基本的な感染対策の普及		・基本的な感染対策の普及
			・業務継続計画に基づく対応の準備	・業務継続計画に基づく対応の準備
				・検査の実施
④	ワクチン	・ワクチンの接種に必要な資材の準備	・ワクチンの接種に必要な資材の確保	・予防接種体制の構築
		・接種体制の構築に必要な訓練の実施	・医療従事者等の確保、接種体制の構築、準備	・特定接種・住民接種
		・市民等への予防接種やワクチンへの普及啓発及び情報提供・共有		・接種に関する情報提供・共有
		・DXの推進（予防接種事務のデジタル化）		・接種体制の拡充
				・接種記録の管理
				・健康被害救済
				・接種に係る情報提供・共有
⑤	保 健	・研修・訓練等の実施	・有事体制への移行準備	・有事体制への移行
		・多様な主体との連携体制の構築	・住民への情報提供・共有の開始	・県が実施する健康観察・生活支援の協力
⑥	物 資	・感染症対策物資等の備蓄、定期的な確認	・感染症対策物資等の備蓄状況等の確認	・感染症対策物資等の備蓄状況等の確認
		・消防機関の個人防護具の備蓄		・備蓄物資等の供給に関する相互協力
⑦	市民生活及び市民経済 の安定確保	・情報共有体制の整備	・事業継続に向けた準備等の周知	・市民生活・市民経済の安定確保
		・物資及び資材の備蓄	・生活関連物資等の安定供給に関する市民等への呼び掛け	・事業者に対する支援
		・生活支援を要する者への支援等の準備		
		・火葬能力等の把握、体制整備	・一時的に遺体を安置できる施設等の確保	・埋葬・火葬の特例に係る手続

感染予防対策の徹底
 ～市からの協力要請～
 ・外出自粛や都道府県間の移動自粛
 ・職場における感染対策の徹底
 ・施設の使用制限や停止（休業）等

・ごみ収集及びし尿処理
 ・上下水の供給
 ・公共交通機関の運行
 ・救急業務 等